



平成 27 年 8 月 31 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 社 長 劉 天 泉
(JASDAQ : 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

決算期（事業年度の末日）の変更、本店所在地の変更等に伴う定款一部変更および業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 10 月 1 日開催予定の臨時株主総会における「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、下記のとおり決算期（事業年度の末日）の変更、本店所在地の変更等を含む定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、あわせて決算期（事業年度の末日）の変更に伴う業績予想の修正を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決算期（事業年度の末日）の変更について

(1) 変更の理由

当社の事業年度は従来「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」としておりましたが、親会社であります株式会社ネクスグループの決算期（事業年度の末日）が毎年 11 月 30 日であるため、株式会社ネクスグループにおける連結決算等の経営情報を適正かつ的確に対応できるよう、当社の事業年度を「毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで」に変更するものです。

(2) 変更内容

現在：毎年 3 月 31 日 変更後：毎年 10 月 31 日

(注) 事業年度の変更に伴い、第 27 期事業年度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までの 7 ヶ月の決算期間となります。今後の見通しにつきましては、6. 決算期（事業年度の末日）の変更に伴う今後の業績予想の修正をご参照ください。

2. 本店所在地の変更について

(1) 変更の理由

当社は海外資産の売却や増資、業務効率化等の実施により財務体質の改善に全社一丸となって取り組んでいるところです。今回、本社を移転することにより本社部門の規模を適正水準とすることで一層の効率化をはかり、収益力および売上高の向上を実現していくためであります。

(2) 新住所（予定）

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号 クロスエアタワー 8 階

(3) 移転日

平成 27 年 11 月 1 日（予定）

3. 定款一部変更の目的

上記1. の決算期（事業年度の末日）の変更を行うため、現行定款第10条（基準日）、第13条（招集）、第45条（事業年度）および第46条（剰余金の配当）、第47条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則3条を設けるものであります。

上記2. の本店所在地の変更を行うため、現行定款第3条（本店所在地）を変更するものであります。

4. 定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第2条（条文省略） （本店所在地）	第1条～第2条（条文省略） （本店所在地）
第3条 当社は、本店を <u>東京都品川区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を <u>東京都目黒区</u> に置く。
第4条～第9条（条文省略） （基準日）	第4条～第9条（条文省略） （基準日）
第10条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第10条 当社は、毎年 <u>10月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2（条文省略）	2（条文省略）
第11条～第12条（条文省略） （招集）	第11条～第12条（条文省略） （招集）
第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第14条～第44条（条文省略） （事業年度）	第14条～第44条（条文省略） （事業年度）
第45条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までとする。	第45条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までとする。
（剰余金の配当）	（剰余金の配当）
第46条 剰余金の配当は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	第46条 剰余金の配当は、毎年 <u>10月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
（中間配当）	（中間配当）
第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第48条（条文省略） （新設）	第48条（条文省略） （新設）
	附則*
	第1条 <u>第45条の規定にかかわらず、第27期の事業年度は平成27年4月1日から平成27年10月31日までとする。</u>

	<p><u>第2条 第47条の規定にかかわらず、第27期の中間配当の基準日は、平成27年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条 附則は、平成27年10月31日まで有効であり同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>
--	--

※ 事業年度の変更に伴い、第27期事業年度は平成27年4月1日から平成27年10月31日までの7ヶ月の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

5. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会開催日（予定） 平成27年10月1日（木）
 定款変更の効力発生日（予定） 平成27年10月1日（木）

6. 決算期（事業年度の末日）の変更に伴う業績予想の修正

今回の決算期変更に伴う、経過期間となる平成27年10月期（平成27年4月1日から平成27年10月31日までの7ヶ月決算）の業績予想値は下記のとおりです。

なお、本日付「元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結および特別利益の計上見込みに関するお知らせ」にて、約2億円の特別利益を計上する見込みである旨を開示しており、以下の平成27年10月期の連結業績予想値に反映しております。

平成27年10月期の連結業績予想（平成27年4月1日～平成27年10月31日）

（単位：百万円）

	売上高 百万円	営業利益 百万円	経常利益 百万円	親会社株式に帰属 する当期純利益 百万円	1株当たりの当 期純利益 円 銭
前回発表予想 (A) (平成28年3月期)	7,600	51	△49	△3,654	△20 68
今回修正予想 (B) (平成27年10月期)	4,000	△311	△342	△6,053	△39 06
増減額 (B-A)	—	—	—	—	—
増減率	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成27年3月期)	30,340	337	253	△2,857	△34 60
(ご参考) 前第3四半期実績 (平成26年12月期)	26,606	616	707	287	3 48

(注) 決算期変更に伴い当事業年度が12ヶ月決算から7ヶ月決算になるため、増減額および増減率は記載しておりません。

以 上